

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行に基づき、以下の通りマージン率を公開いたします。

対象期間：H25年10月1日～H26年9月30日

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入)

■株式会社日本ワールドビジネス

□本社

〒733-0822

広島県広島市西区庚午中一丁目20-22 シャルム庚午1F

派遣労働者の数(1日平均)	230 人
派遣先の数	23 件
マージン率	18.76 %
教育訓練に関する事項	マナー、安全衛生
派遣料金の1人当たりの平均額	13,176 円(8h/1日換算)
派遣労働者賃金額の1人当たり平均額	10,704 円(8h/1日換算)
福利厚生	健康診断

□京都支社

〒617-0823

京都府長岡京市長岡一丁目5-7 メゾン・ド・フジ3F

派遣労働者の数(1日平均)	28 人
派遣先の数	9 件
マージン率	23.14 %
教育訓練に関する事項	マナー、安全衛生
派遣料金の1人当たりの平均額	15,416 円(8h/1日換算)
派遣労働者賃金額の1人当たり平均額	11,848 円(8h/1日換算)
福利厚生	健康診断

□山口支社

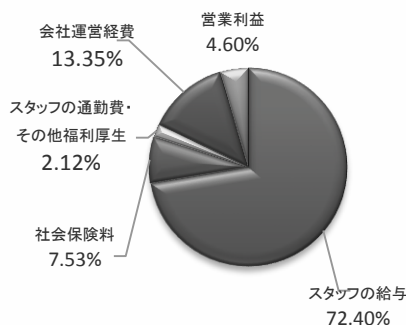
〒753-0043

山口県山口市宮島町2-1 ハイライフビル1F

派遣労働者の数(1日平均)	8 人
派遣先の数	9 件
マージン率	20.11 %
教育訓練に関する事項	マナー、安全衛生
派遣料金の1人当たりの平均額	12,288 円(8h/1日換算)
派遣労働者賃金額の1人当たり平均額	9,816 円(8h/1日換算)
福利厚生	健康診断

マージン率について

マージン率の内訳



一番多くを占めるのがスタッフの給与で、料金総額の約73%です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料合計が約8%です。

またスタッフが通勤する際の交通費・有給休暇など、就業先に料金請求はできませんが、会社として賃金の支払いが生じるため、その引当金としての費用が含まれます。

その他、会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス、面接会場賃借料、募集費用等をはじめとする諸費用がかかることから、これらすべてを差し引いた残り4.6%程度が会社の営業利益となります。